4　第二項第一号ロ⑷に該当する雇用であつて、短時間労働者として雇用する場合における同項第二号への規定の適用については、「十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円」とあるのは「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円」と、「十八万円）」とあるのは「九万円）」と、同号へ⑴及び⑶中「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円」とあるのは「一万五千円（中小企業事業主にあつては、二万円」とする。

5　第二項第一号ロ⑸又は⑹の措置を講じた事業主が、それぞれ同号ロ⑸又は⑹に規定するその継続して雇用している障害者に対し、職務転換後の職務遂行に必要となる基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施した場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、次の各号に掲げる職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における当該研修の実施に要した費用の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一　一の期間において五万円以上十万円未満　一人につき二万円（中小企業事業主にあつては、三万円）

二　一の期間において十万円以上二十万円未満　一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

三　一の期間において二十万円以上　一人につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

6　障害者職場適応援助コース助成金は、第一号又は第二号のいずれかに該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）その他職場適応援助者（障害者雇用促進法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この項において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものである労働者に限る。次号及び第三号イにおいて同じ。）が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この項において「障害者雇用促進法施行規則」という。）第二十条の二の三第二項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、適切に援助を実施できると都道府県労働局長が認める事業主であること。

イ　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者雇用促進法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次号イにおいて「障害者職業総合センター」という。）及び障害者雇用促進法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次号イにおいて「地域障害者職業センター」という。）が行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

ロ　訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修